

工事の余裕期間について

◇趣旨

施工時期の平準化は、人材資機材の効率的な活用や扱い手の処遇改善にも資することから国土交通省通知の「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」、において余裕期間の設定について記載されています。

また、余裕期間制度の活用の内容の詳細についても国土交通省にてまとめられたことから、本市においても余裕期間制度の活用工事の導入を考えております。

◇余裕期間制度とは（国土交通省が設定している方法）

1) 「発注者指定方式」

発注者が工事の始期をあらかじめ指定しているため、工事の始期までの間は、余裕期間となる。

2) 「任意着手方式」

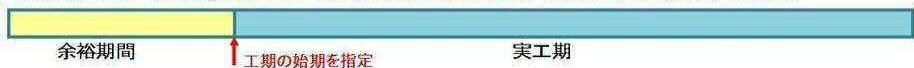
発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択し決定する。工期は、受注者が決定した工事の始期から発注者が指定する工事日数を加えたものが工期となる。受注者が決定した工事の始期までの間は、余裕期間となる。

3) 「フレックス方式」

発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する。受注者が決定した工事の始期から終期までが工期となり、受注者が決定した工期の始期までの間が、余裕期間となる。

○イメージ図

①「発注者指定方式」: 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」: 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」: 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



※余裕期間とは

1. 国の定める余裕期間の長さ：実工期の 30%を超える、かつ、4ヶ月を超えない範囲内
2. 技術者の配置
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 - (2) 実工事、実工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間含む

豊橋市余裕期間制度の試行実施

○実施の背景

施工時期の平準化は、人材資機材の効率的な活用や扱い手の処遇改善にも資することから、国土交通省がまとめた余裕期間制度を、本市において活用を行う。

「フレックス方式」を活用した余裕期間制度の令和3年度よりの試行を行う。

※ 令和3年度試行予定：全体工事に対し2～3工事

○「フレックス方式」とは…

発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する。受注者が決定した工事の始期から終期までが工期となり、受注者が決定した工期の始期までの間が、余裕期間となる。

※ 余裕期間は、実工期の 30%を超える、かつ、4ヶ月を超えない範囲内とする。

③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

